

防犯対策マニュアル

合同会社 Infiniti
児童発達支援・放課後等デイサービス

ここあーる・そえる

(令和8年3月改定)

1. 目的

1. 児童および職員の安全を守り、外部からの侵入者や不審者、近隣での事件・災害などによる危険を未然に防ぐ。
2. 万が一の事態発生時には、迅速かつ的確な判断に基づき児童の安全を最優先に避難・通報を行い、被害の最小化を図る。
3. 保護者や関係機関と連携し、安全性の高い環境を維持する。

2. 基本方針

1. 安全確保最優先：児童の安全確保を第一に行動する。
2. 迅速な判断と通報：危険を感じた時点でためらわず 110 番通報し、職員で対応を分担する。
3. 事前準備と訓練：日頃から不審者対策の訓練や情報共有を行う。
4. 役割分担：避難誘導、通報、児童見守り、侵入防止などを職員が分担して対応する。
5. 情報共有・記録：発生状況・対応・改善点を記録し、全職員で共有する。

3. 日頃の予防対策

(1) 玄関ドアの施錠

- 基本的に、玄関ドアは常に施錠しておく。
- 送迎や来客時は、必ず窓・インターホンから相手を確認して開錠する。
- 児童が自ら出入りしないよう、職員同士で声を掛け合う。
- ここあーるでは、インターホン対応時に不審と感じる来訪者であった場合、チェーンロックを使用し、すぐに開扉できない状態で対応する。

(2) 終業時の施錠確認

- 使用しなくなった部屋から順に窓やドアの施錠を確認する。
 - 終業時には全ての施錠がされているか確認する。
- ※窓ガラス・鍵・シャッター等に破損や不審な跡がある場合は、直ちに管理者へ報告し、必要に応じて修繕を行う。

(3) 情報収集

- 区役所・福祉課・警察などからのメール、地域防犯情報を確認し、職員へ速やかに共有する。

4. 不審者のチェックと対応

(1) 不審と感じる来所者への基本的対応

- ・ 可能な限り複数職員で対応する。
- ・ 不審だと感じる人や行動はさまざまであるため、その時の状況に応じて適切な対応を行う。

- ・ 顔色、動き、手の位置などに注意し、相手から目をそらさず観察する。
 - ・ 冷静かつ毅然と対応し、挑発に乗らない。
- 例：「ご用件を伺ってもよろしいですか？」 「どなたを訪ねて来られましたか？」
- ・ 必要に応じて立ち入りを断り、退去を求める。
 - ・ 下記の「不審者チェック」に該当する場合は、速やかに 110 番通報する。
 - ・ 相手に問題がなかった場合は、手間をかけたことに丁寧にお詫びを伝える。

(2) 不審者チェック (該当すれば即対応)

以下の行動が見られる場合、事業所内に合言葉で知らせる。

- ・ 制止に応じず興奮状態である
 - ・ 暴力的・威圧的な言動をとる
 - ・ 凶器となる物（刃物・棒・火炎物など）を所持している、または隠し持っている可能性がある
- 該当時は必ず 110 番する。

□ 110 番連絡表

- ・ 第一声：「事件です！」

① 児童発達支援ここあーる／放課後等デイサービスそえる

② 住所：

【ここあーる】 札幌市清田区清田 7 条 3 丁目 10-10

【そえる】 札幌市清田区清田 6 条 3 丁目 7-21

③ 電話番号：

【ここあーる】 011-839-3353

【そえる】 050-1139-8336

④ 通報者氏名

⑤ 概要説明（いつ・どこで・何が起きているか）

⑥ 不審者の特徴（人相・服装・所持物・逃走方向など）

(3) 退去を求める際の対応

- ・ 刺激しないよう丁寧な口調で話し、否定的な言葉を避ける。
- ・ 相手に近づきすぎない（1～2mは離れる）。
- ・ 隙を見て職員が静かに 110 番へ通報する。

(4) 児童の安全確保

- ・ 危害のおそれが低い場合：室内待機し、すぐ避難できる体制を整える。
- ・ 危急時：児童を安全な部屋へ避難させ、距離を取って対応。
- ・ 児童が避難した部屋は、避難完了後に施錠し、不審者が侵入できないようにする。
- ・ 職員は必ず複数で対応し、身柄拘束は警察に任せる。ただし、児童の生命・身体に差し迫った危険があるなど、緊急避難が必要な場合には、職員が協力して最小限の力で相手の動きを制止することも検討する。

(5) その後の警戒

- ・ 一度退去しても、再度接触する可能性があるため、一定時間は敷地内で待機し様子を見る。

(6) 負傷者の保護

- ・ 児童・職員に負傷者がいないか確認する。
- ・ 怪我があれば速やかに応急手当を行う。重症の場合は救急車を要請する。

(7) 警察・行政への報告

- ・ 分かっている範囲で状況を説明し、指示に従う。

(8) 保護者への報告

- ・ 事態が収束した時点で保護者へ連絡し、安全を確保した上で状況を説明する。必要に応じてお迎えを依頼する。

5. 検証・課題分析

- ・ 年1回以上、不審者対応訓練を実施し、訓練後に反省会を行う。
以下の観点で分析し、改善を行う。

(1) 問題点の確認

- ・ 職員の対応で改善点はなかったか
- ・ 連絡体制・役割分担は適切だったか
- ・ 児童の避難誘導はスムーズだったか

(2) 防犯チェックポイント

- ・ 死角になる場所はないか
- ・ 窓・鍵など施設の破損はないか
- ・ 防犯点検を定期的実施しているか
- ・ 緊急時の役割分担を職員全員が共有できているか
- ・ 地域・警察との連携は取れているか

6. 外出中に不審者に遭遇した場合

- ・ 公園や移動中に不審者・迷惑行為者がいた場合、危険の兆候がなくても速やかに離れる。
→ その後、事業所へ連絡し行き先変更を伝える。
- ・ 散歩中に職員が声をかけられた場合：
→ 職員1名が対応し、他の職員は児童の保護を最優先
→ 事業所に連絡し、必要なら警察に相談・通報する。
- ・ 危害のおそれがある場合：

- すぐに児童を連れてその場から離れる
- 必要に応じ大声で助けを求める
- 落ち着き次第、事業所に連絡。事業所側は警察対応や現場支援を行う。